Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
41	41	27	27	17	11	30	26	34	14	14	16	16	2	3	32	0	4	4	5	15	26	0	0	0	1	4	4	20	1	17	20	1	5	5
沖縄県	那覇市	○	○	○		○	○	○	○	○					○				○	○	○							○		○				
沖縄県	宜野湾市	○	○			○		○		○	○	福祉部局の生活支援員を通じて周知を行っている。			○					○								○		○	○	○		
沖縄県	石垣市	○	○			○		○							○						○									○				
沖縄県	浦添市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	市の他部署への情報発信（関連部署）			○						○							○		○	○			
沖縄県	名護市	○	○			○	○	○							○					○								○			○			
沖縄県	糸満市	○	○		○	○	○	○							○						○									○	○			
沖縄県	沖縄市	○	○	○	○	○	○	○	○						○						○									○	○			
沖縄県	豊見城市	○	○	○	○	○		○			○	庁内の関係各課へチラシを配布し、業務に支障のない範囲で窓口に設置するよう依頼している。			○						○									○				
沖縄県	うるま市	○	○			○	○	○			○	スクリレのアプリを利用し、学校より保護者へ周知					○	要保護・・・随時受付 準要保護・・・12月20日まで受付	○	○										○	○			
沖縄県	宮古島市	○	○			○	○	○			○	市公式LINEにて制度を掲載			○						○									○	○			
沖縄県	南城市	○	○	○		○	○		○		○	市公式LINE、防災メール、各学校HPへ掲載			○				○	○	○					○	マイナポータルのぴったりサービスにて電子申請	○		○				
沖縄県	国頭村			○			○	○	○								○	申請〆切を設定しているが、転入生及び災害や家計等急変した世帯のみ随時受付			○								○						
沖縄県	大宜味村		○	○		○		○							○					○														

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																														
		１．就学援助制度の周知方法																														
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
41	41	27	27	17	11	30	26	34	14	14	16	16	2	3	32	0	4	4	5	15	26	0	0	0	1	4	4	20	1	17	20	1	5	5
沖縄県	東村		○			○				○					○				○									○						
沖縄県	今帰仁村	○				○		○	○		○	年度途中に再通知（各学校より保護者宛配布）			○						○									○			
沖縄県	本部町	○	○			○	○	○			○	学校を通して全校児童生徒の保護者へ就学援助の申請書類及び案内資料を送付。町の電光掲示板にて申請案内を周知。			○				○												○			
沖縄県	恩納村	○	○		○	○	○	○	○		○	ＳＮＳ（村公式アカウント）や学校からの保護者連絡ツールでの配信			○						○				○			○					○	・イラストとなるべく大きい文字を使用し、圧迫感のない案内チラシを作成した。 ・「仕事を退職された方や多子世帯の方もご相談ください」という文言を追加し、新規の保護者からもご相談をいただけた。
沖縄県	宜野座村	○	○	○			○	○			○	他課（子どもの貧困対策事業）が関わっている世帯に対して個別に情報提供			○						○							○						
沖縄県	金武町	○	○	○	○	○		○	○	○					○						○							○			○			
沖縄県	伊江村	○	○	○		○	○	○		○				○							○									○				
沖縄県	読谷村	○	○		○	○	○	○			○	SNSを活用し制度を周知			○											○	提出期限内は学校へ提出し、期限を過ぎた場合は教育委員会へ提出	○			○			
沖縄県	嘉手納町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	学校事務から前年度の認定者に対して電話による申請確認			○						○							○						
沖縄県	北谷町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	家庭訪問や三者面談時に保護者へ資料を配布			○						○							○						
沖縄県	北中城村	○	○	○			○	○	○	○					○						○										○			
沖縄県	中城村	○	○	○		○	○	○	○						○						○									○	○		○	関係機関と連携し、該当児童生徒で未提出世帯へ提出を促す。 転入時や就学案内時に窓口で制度を説明する。
沖縄県	西原町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	他課（こどもの貧困対策事業主管課）が関わっている世帯に対して、個別に情報提供を行っている。			○					○	○					○	オンラインによる申請で教育委員会へ提出。			○	○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																
		１．就学援助制度の周知方法																																
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
41	41	27	27	17	11	30	26	34	14	14	16	16	2	3	32	0	4	4	5	15	26	0	0	0	1	4	4	20	1	17	20	1	5	5
沖縄県	与那原町	○	○	○		○		○	○	○					○					○										○	○			
沖縄県	南風原町	○	○			○	○	○							○					○										○	○			
沖縄県	渡嘉敷村						○	○		○				○							○							○						
沖縄県	座間味村									○	○	各掲示板等にて周知		○						○								○						
沖縄県	粟国村			○											○					○								○						
沖縄県	渡名喜村						○			○							○	今後検討			○												○	本村においては、制度を利用する保護者がいないため特段工夫等はしていない。
沖縄県	南大東村					○		○							○					○													○	特になし
沖縄県	北大東村						○	○		○			○							○									○					
沖縄県	伊平屋村	○				○					○	各学校よりスクリレにて保護者へ周知。			○						○												○	各関係部署等にPOPの設置。対象となり得る保護者へ直接声かけ。
沖縄県	伊是名村						○	○							○						○										○			
沖縄県	久米島町					○		○							○						○							○			○			
沖縄県	八重瀬町	○	○	○	○	○		○							○					○								○		○				
沖縄県	多良間村					○	○	○		○							○	申請締切日を設定しているが、定例教育委員会において申請者以外の税情報を元に追加仮認定とし、保護者承諾・事後申請で認定としている。			○					○	申請者に対して、教育委員会で認定会議を行う。また、申請書の提出がない者に対しては、事前に税情報の提供をしてもらい仮認定としている。	○						

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
41	41	27	27	17	11	30	26	34	14	14	16	16	2	3	32	0	4	4	5	15	26	0	0	0	1	4	4	20	1	17	20	1	5	5
沖縄県	竹富町						○	○							○				○									○		○	○			
沖縄県	与那国町									○			○								○										○			

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）の力の内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
41	41	32	3	2	1	2	1	1	32	0	2	1	0	0	0	0	3	6	3	20	0	23	23	10	11	18	14	10	6	9	4	4	0	0	1	2	0	1	1
沖縄県	那覇市	○							○								○					○	○				○	○	○		○	就学時健康診断の通知書に小学校入学準備金のお知らせを掲載している。							
沖縄県	宜野湾市	○							○											○		○	○			○	○	○		○								
沖縄県	石垣市	○							○										○			○	○		○					○								
沖縄県	浦添市	○							○											○		○	○	○	○	○			○									
沖縄県	名護市	○							○									○				○	○				○											
沖縄県	糸満市	○							○											○		○	○		○	○												
沖縄県	沖縄市	○							○											○		○	○	○	○	○	○											
沖縄県	豊見城市	○							○											○		○	○	○	○	○												
沖縄県	うるま市	○							○									○				○	○				○			○								
沖縄県	宮古島市	○							○											○											○	入学前支給の対象者をさようだいが就学援助を受給している者に限定しており、対象者のみに案内・申請書を送付							
沖縄県	南城市	○							○									○				○	○	○														
沖縄県	国頭村						○	令和5年度より、国頭村独自の施策で「国頭村子育て応援入学・卒業祝金」を実施ししている。																															
沖縄県	大宜味村		○									○																										

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
41	41	32	3	2	1	2	1	1	32	0	2	1	0	0	0	0	3	6	3	20	0	23	23	10	11	18	14	10	6	9	4	4	0	0	1	2	0	1	1
沖縄県	東村	○							○											○						○				○									
沖縄県	今帰仁村	○							○											○						○	○												
沖縄県	本部町	○							○											○		○	○			○	○	○											
沖縄県	恩納村	○							○											○		○	○	○			○	○	○										
沖縄県	宜野座村	○							○											○							○	○		○									
沖縄県	金武町	○							○									○				○	○			○				○									
沖縄県	伊江村	○							○								○						○	○		○	○			○									
沖縄県	読谷村	○							○										○			○	○		○	○													
沖縄県	嘉手納町	○							○											○		○	○	○	○	○	○	○	○										
沖縄県	北谷町	○							○											○		○	○		○	○													
沖縄県	北中城村	○							○											○		○	○	○			○		○										
沖縄県	中城村	○							○											○		○	○	○		○			○										
沖縄県	西原町	○							○											○		○	○	○	○														

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
41	41	32	3	2	1	2	1	1	32	0	2	1	0	0	0	0	3	6	3	20	0	23	23	10	11	18	14	10	6	9	4	4	0	0	1	2	0	1	1
沖縄県	与那原町	○							○									○				○	○			○				○									
沖縄県	南風原町	○							○									○				○	○			○	○	○											
沖縄県	渡嘉敷村					○																																	
沖縄県	座間味村					○																																	
沖縄県	粟国村		○								○																												
沖縄県	渡名喜村				○																																○	すべて無償化のため
沖縄県	南大東村			○																																○			
沖縄県	北大東村		○								○																												
沖縄県	伊平屋村	○							○											○		○				○													
沖縄県	伊是名村	○							○											○											○	申請時期に幼稚園児保護者全員に申請書の配布を行っている。							
沖縄県	久米島町	○							○											○						○		○											
沖縄県	八重瀬町	○							○										○			○	○		○					○									
沖縄県	多良間村	○							○								○											○			○	小規模校なので、家庭訪問をし説明している。（税務課と連携し、税の情提供をしてもらっている。）							

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
41	41	32	3	2	1	2	1	1	32	0	2	1	0	0	0	0	3	6	3	20	0	23	23	10	11	18	14	10	6	9	4	4	0	0	1	2	0	1	1
沖縄県	竹富町	○							○											○					○		○	○											
沖縄県	与那国町			○																															○	○			

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
41	41	32	3	2	1	2	1	1	32	0	2	1	0	0	0	0	2	5	4	21	0	0	1	2	0	0	0
沖縄県	那覇市	○							○										○								
沖縄県	宜野湾市	○							○											○							
沖縄県	石垣市	○							○										○								
沖縄県	浦添市	○							○											○							
沖縄県	名護市	○							○									○									
沖縄県	糸満市	○							○											○							
沖縄県	沖縄市	○							○											○							
沖縄県	豊見城市	○							○											○							
沖縄県	うるま市	○							○											○							
沖縄県	宮古島市	○							○											○							
沖縄県	南城市	○							○									○									
沖縄県	国頭村						○	令和5年度より、国頭村独自の施策で「国頭村子育て応援入学・卒業祝金」を実施ししている。																			
沖縄県	大宜味村		○									○															

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
41	41	32	3	2	1	2	1	1	32	0	2	1	0	0	0	0	2	5	4	21	0	0	1	2	0	0	0
沖縄県	東村	○							○											○							
沖縄県	今帰仁村	○							○											○							
沖縄県	本部町	○							○											○							
沖縄県	恩納村	○							○											○							
沖縄県	宜野座村	○							○											○							
沖縄県	金武町	○							○									○									
沖縄県	伊江村	○							○								○										
沖縄県	読谷村	○							○										○								
沖縄県	嘉手納町	○							○											○							
沖縄県	北谷町	○							○											○							
沖縄県	北中城村	○							○											○							
沖縄県	中城村	○							○											○							
沖縄県	西原町	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
41	41	32	3	2	1	2	1	1	32	0	2	1	0	0	0	0	2	5	4	21	0	0	1	2	0	0	0
沖縄県	与那原町	○							○									○									
沖縄県	南風原町	○							○									○									
沖縄県	渡嘉敷村					○																					
沖縄県	座間味村					○																					
沖縄県	粟国村		○								○																
沖縄県	渡名喜村				○																						
沖縄県	南大東村			○																				○			
沖縄県	北大東村		○								○																
沖縄県	伊平屋村	○							○											○							
沖縄県	伊是名村	○							○											○							
沖縄県	久米島町	○							○											○							
沖縄県	八重瀬町	○							○										○								
沖縄県	多良間村	○							○								○										

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
41	41	32	3	2	1	2	1	1	32	0	2	1	0	0	0	0	2	5	4	21	0	0	1	2	0	0	0
沖縄県	竹富町	○							○											○							
沖縄県	与那国町			○																			○	○			

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和7年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
		倍	倍																							
41	41	37	33	5	3	4	21	1	1	2	3	3	2	7	2	8	13	3	0	5	19	23	0	19	7	41
沖縄県	那覇市	○	○														○				○	1		①災害・火災により財産を失った者②生計維持者等が失業したことにより、収入がない者③生計維持者等が長期療養により収入がない者④被服窓口を受けた者、これら①～④に該当する場合は、特別事情として生活保護基準額の1.8倍で再審査を行う。	（7）学校教育法第16条に定める「親権者」に限定している が、親権者からの委任状により「監護者」での申請を受け付けることができる。	0
沖縄県	宜野湾市	○																○				1				0
沖縄県	石垣市	○															○					1				0
沖縄県	浦添市	○	○														○					1				0
沖縄県	名護市	○	○											○						○						0
沖縄県	糸満市	○														○				○		1			糸満市就学援助規則	0
沖縄県	沖縄市	○	○				○										○				○	1		本市就学援助規則第2条第2号のオに「その他教育長が就学援助を行う必要があると認めた者」を援助対象者と定め、同規定を受け、要綱第3条で被災者や生計維持者の死亡等を該当者として定めています。（例：東日本大震災被災者、感染症の影響等）	離婚調停中や両親死亡後に兄弟姉妹が養育しているケース等、複雑な家庭状況が多々見受けられるため、学校から文書にて家庭状況の所見をいただく場合もあります。	0
沖縄県	豊見城市	○															○					1			生活保護基準額の1.5倍までを拡充分として学校給食費のみ支給	0
沖縄県	うるま市	○	○	○			○									○					○	1		教育長が就学援助を支給する必要があると認めた者（災害・火災等やむを得ない理由による場合）	（3）認定基準の回答について次のとおり補足します。イ．市区町村民税の非課税には所得割非課税を含む。カ．児童扶養手当の支給は全額受給のみ。	0
沖縄県	宮古島市																○					1			特別な事情があり教育長が認める者に関しては親権者でなくても申請が可能	0
沖縄県	南城市	○	○													○						1				0
沖縄県	国頭村	○	○				○									○						1				0
沖縄県	大宜味村	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和7年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
41	41	37	33	5	3	4	21	1	1	2	3	3	2	7	2	8	13	3	0	5	19	23	0	19	7	41
沖縄県	東村	○	○																		○			その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者		0
沖縄県	今帰仁村	○	○																							0
沖縄県	本部町	○	○																		○			特別な事情により著しく生活が困窮していると認められる世帯（福祉部署と連携し特に支援が必要と認められる世帯等）		0
沖縄県	恩納村	○	○				○							○			○			○	○	1		保護者が不慮の事故や災害等に遭い、援助が必要と認められる者		0
沖縄県	宜野座村	○	○				○														○			その他教育委員会が援助費の給付が特に必要と認める者（災害・火災により財産を失った、生計維持者が死亡したため、生計維持者が長期療養または休職中のため、破産宣告を受けたため、その他教育委員会が就学援助を行う必要があると認める者。）		0
沖縄県	金武町	○	○													○					○	1		市区村民税の所得割非課税世帯、教育長が認める特別な事情（保護者の死亡や失業等）		0
沖縄県	伊江村	○	○				○							○												0
沖縄県	読谷村	○	○				○														○			教育長が就学援助を行う必要があると認める場合（個別に検討し支援する）		0
沖縄県	嘉手納町	○	○				○														○			市町村民税所得割非課税、家計の急変などで聴き取り状況と追加で提出いただく書類の内容により教育長判断		0
沖縄県	北谷町	○	○				○					○								○	○			市町村民税所得割の非課税		0
沖縄県	北中城村	○	○				○									○					○	1		教育長が就学援助を行う必要があると認める者		0
沖縄県	中城村	○	○				○											○				1				0
沖縄県	西原町	○	○															○				1				0

都道府県		3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																				（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
	市区町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
41	41	37	33	5	3	4	21	1	1	2	3	3	2	7	2	8	13	3	0	5	19	23	0	19	7	41
沖縄県	与那原町	○	○													○	○					1				0
沖縄県	南風原町	○	○				○										○					1				0
沖縄県	渡嘉敷村	○	○				○														○			その他村長が就学支援を行う必要があると認めた者		0
沖縄県	座間味村	○					○														○			その他教育長が就学支援を行う必要があると認めるもの		0
沖縄県	粟国村	○	○				○					○	○	○												0
沖縄県	渡名喜村																				○			現時点まで準要保護対象者かいなかったため今後検討		0
沖縄県	南大東村	○	○				○																			0
沖縄県	北大東村	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○					○	○			所得者の失業		0
沖縄県	伊平屋村	○	○	○	○	○	○														○			前住所受給者。		0
沖縄県	伊是名村	○	○														○					1			その他、教育長が就学援助を行う必要があると認める者は、生活保護基準額等に1.8を乗じた額を基準額とする。	0
沖縄県	久米島町	○	○				○																			0
沖縄県	八重瀬町																○					1				0
沖縄県	多良間村		○																		○			課税世帯でも、母子世帯・父子世帯・多子世帯を認定している		0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額推定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
																						倍	倍			
41	41	37	33	5	3	4	21	1	1	2	3	3	2	7	2	8	13	3	0	5	19	23	0	19	7	41
沖縄県	竹富町	○	○													○					○	1		特別な事情を有する者につｋては、学校長の意見書を添付		0
沖縄県	与那国町	○	○	○	○	○	○			○	○			○			○					1				0

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
41	41	6
沖縄県	那覇市	
沖縄県	宜野湾市	
沖縄県	石垣市	
沖縄県	浦添市	
沖縄県	名護市	
沖縄県	糸満市	
沖縄県	沖縄市	
沖縄県	豊見城市	
沖縄県	うるま市	
沖縄県	宮古島市	
沖縄県	南城市	就学援助費単年度支給し、令和4年度は全児童生徒1,124名のうち、1,396名（27.2%）が援助を受ける状況である。国の地方交付税や沖縄県からの補助金を合算しても財政面の予算しか確保できないが、物価高騰対応や、援助項目を増やすことは困難な状況である。
沖縄県	国頭村	
沖縄県	大宜味村	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
41	41	6
沖縄県	東村	
沖縄県	今帰仁村	
沖縄県	本部町	令和7年度より支給額の増額を行った。
沖縄県	恩納村	
沖縄県	宜野座村	
沖縄県	金武町	
沖縄県	伊江村	
沖縄県	読谷村	
沖縄県	嘉手納町	
沖縄県	北谷町	
沖縄県	北中城村	
沖縄県	中城村	
沖縄県	西原町	なし

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
41	41	6
沖縄県	与那原町	
沖縄県	南風原町	
沖縄県	渡嘉敷村	
沖縄県	座間味村	
沖縄県	粟国村	
沖縄県	渡名喜村	特にございません。
沖縄県	南大東村	無し。
沖縄県	北大東村	
沖縄県	伊平屋村	
沖縄県	伊是名村	
沖縄県	久米島町	手形では課税世帯ではあるものの、保護者の収入が少ないなどにより就学援助を必要とする村数が少なくない。そのため、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）を設定し、より幅広い世帯に援助したいと考えているが、基準額算定が難しく設定できていない。
沖縄県	八重瀬町	
沖縄県	多良間村	

都道府県	市区町村名	6．その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
41	41	6
沖縄県	竹富町	
沖縄県	与那国町	